

会報 全住協

2016
2月



平成28年新年賀会を開催 —会員、来賓など1,100名で新年を祝う—

当協会は1月12日(火)にホテルニューオータニにおいて「平成28年新年賀会」を開催した。冒頭の神山会長の挨拶に続き、石井国土交通大臣など多数の来賓の方々より祝辞をいただいた(以下に神山会長挨拶並びに石井国土交通大臣祝辞要旨を掲載)。当日は、国会議員、官公庁、友好団体関係者、当協会会員など約1,100名が参加し、新年を祝った。

【神山会長挨拶】

皆様明けましておめでとうございます。

本日は国会議員の先生方、国交省の幹部の皆様、友好団体の皆様、そして何より会員の皆様に多数ご出席をいただきました。ありがとうございます。

昨年から当協会が活動している内容をいくつかご紹介したいと思います。

まず、少子高齢化の問題です。高齢化は決して悪いわけではありませんし、医療技術が進み大変ありがたいことだと思います。ただ、少子化は将来の日本の存立に関わる問題です。少子化をどう解消したら良いのかを我々住宅業界の人間としても考える必要があるのではないのでしょうか。少子化の理由の一つとして住宅の問題があります。例えば面積要件の問題にしましても、子育てをする場合にどのくらいの面積が必要なのか真剣に検討する必要があると思います。

次に、空き家問題であります。全国に空き家が約820万戸あり、一方、全国のマンションストックは約610万戸あるそうです。この数字を比較してみますと、全国のマンションが全部空き家だとしても、まだその他に空き家があるという状況になります。この空き家数が、どのくらい信憑性があるのかははっきりしていませんが、いずれにしても大変な数に上ると思われます。

特にマンションの場合、空き家になってしま

うと管理費が入らないという問題が発生します。共用部分の電気が消える、あるいはエレベーターが動かない等の状況が発生します。マンションの空き家問題はスラム化してしまうと一戸建よりも深刻な問題になると推測されます。区分所有法も含めて法律的な面から再検討する時期にきているのではないかと思います。これは、我々住宅業界に携わる人間としての使命であろうと思います。ぜひ今後とも皆様のご協力をいただいて空き家の問題に取り組んでいきたいと考えております。

次いで無電柱化の問題ですが、この件では協会の皆様には大変ご協力をいただきました。当協会では署名活動をしています。現在2万名強の署名が集まっております。東京オリンピックが近づいていますし、美観の問題だけでなく、災害があった時に国民の生命を守る、非常に重要な問題になるわけでありまして、ぜひ無電柱化を早く進めていただきたいと思います。

最後に、相続税の問題です。優良な街づくりと一口に言いますが、優良な景観をもった街は



▲神山会長

目次

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ・平成28年新年賀会を開催……………2 | ・全住協セミナー |
| ・インタビュー「常務理事 阿部憲一氏に聞く」…4 | 「不動産広告のルールと違反事例」……………7 |
| ・会員紹介「私が社長です。」(株)富士防) ……6 | ・協会だより……………10 |

平成28年新年賀会

相続税がある故に壊れつつあります。これが現実です。だからと言って、金持ち優遇だろうということで、なかなか通らない理論であることは、よく理解しております。しかし、住宅は消費財ではないという観点からいきますと、住宅に関する相続税についてはもう少しご理解をいただければありがたいと存じます。

我々住宅業界に携わる人間としては、安心安全の住まいを供給するというのはもちろんですが、供給した後も国民の最大の財産である住宅ということに対して、しっかり財産を管理する、守るということも我々の使命であろうと思います。

本日ご出席いただきました皆様、ぜひご協力の程をお願い申し上げます。最後に皆様のご健勝をご祈念申し上げて新年の挨拶に代えさせていただきます。



▲石井国土交通大臣



▲菅内閣官房長官

[石井国土交通大臣祝辞]

皆様新年おめでとうございます。昨年10月に国土交通大臣に就任いたしました石井啓一です。どうぞよろしく願いいたします。

さて、住宅市況ですが、消費税率8%に引き上げた直後は、住宅着工件数が想定以上の反動減がありました。その後の政策的な対応によりまして徐々に取り戻しつつあるという状況ですが、まだ手を緩めてはいけないと思っております。

来年度の税制改正におきましては、新築住宅の固定資産税の軽減税率延長に加え、空き家対策として空き家の発生を抑えるための特別措置を創設することにいたしました。また、一億総活躍に絡み三世代同居・近居に関する予算や税制も拡張しておりますので、こういったことを活用して、しっかり住宅市況を盛り上げるよう

にしていきたいと思っております。また、来年4月には消費税率10%引上げが待っておりますが、8%の時の状況を踏まえて、すでに住宅ローン減税の大幅拡充に加え、すまい給付金を最大50万円に引上げ、贈与税非課税枠を300万円まで拡充する等、大胆な手を用意しております。8%引上げ時を振り返ると、対策の周知が十分にできていなかったのではないかと個人的な反省もございましたので、政策効果もしっかりと見つめながら、しっかりと手を打っていきたく思っております。

本年度内を目途に住生活基本計画の新たな計画を検討中で、神山会長にも社会資本整備審議会住宅宅地分科会の委員に参画していただいています。会長からは先程お話があったような若い世帯への支援、子育て世帯への支援、あるいは空き家問題への対処等々のご意見をいただいておりますので、そういった意見をしっかり組み入れて本年度末には今後10年間の住宅政策の基本となる素晴らしい住生活基本計画をつくっていきたく考えております。

いずれにしても、今後とも住宅のプロである皆様方のご意見をしっかり受け止めて政策を進めていきたいと存じますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

結びでございますが、本年一年が皆様にとりまして素晴らしい年になりますことをご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



▲岩沙不動産団体連合会会長



▲新年を盛大に祝う

安心・安全の市場へ～全住協が進む道

常務理事 阿部憲一氏に聞く

住宅・不動産業界紙3紙による特別企画「安心・安全の市場へ～全住協が進む道」。今回は、当協会常務理事の阿部憲一氏で多種多様な業態を手掛け、また地域に根差している強みもある会員で組織される全住協の特徴を生かし、「住まいに関する相談に対して、ワンストップで解決するサービスを提供したい」と語ります。`まちのワンストップ相談事業、の構築を目指す阿部氏に、その意義について聞きました。

—新規事業の立ち上げを計画しています。

「住生活に関する相談などに対して、協会会員がワンストップで対応するサービスの提供を始めたいと考えている。少子高齢化、子育て、介護、相続、空き家など、住生活にまつわるキーワードは様々なものがあるが、時代の変化と共にそれらの解決が難しい状況になっている。問題の解決に向けて、協会会員が横軸になって対応する事業を構築する方針だ」

—いつ頃を目途に開始しますか。

「まずは6～7人で構成される研究会を立ち上げ、来年度上半期までに基本的な方向性を決められればと思う。事業展開のためには様々なハードルがあることは承知している。柔軟な考えを持った気概ある人に研究会メンバーになってもらい、実現に向けて前向きな議論を重ねていただきたい。構成メンバーは早急に決める方針だ」

「それと並行して、全住協の特徴を一般消費者により深く認識してもらうための講演会なども積極的に展開したい。相続や空き家など、皆さんの関心が高いテーマのセミナーを実施し、全住協のほかにはない特徴を知ってもらう機会にしたいと思う」

地域に根差した特徴

—全住協の特徴とは。

「デイベロッパー、ハウスメーカー、仲介、賃貸・分譲管理のほか、地盤調査、性能評価機

関、設備機器、金融、保険など協会会員が手掛ける事業分野は、住宅・不動産に関連するほぼすべての領域を網羅している特徴がある。また、お互いの親睦も深く、協力し合っ

て事業展開できている特徴もある。前述のように難しい課題に対して、十分解決できる力を持っているといえる」

「地域に根差した会員が多いことも特徴だ。住宅・不動産と地域とのつながりは、切っても切れない関係にある。住宅そのものの価値を高めることのほか、暮らしの価値を高めることも我々の業界には求められている。例えば商店街のお祭りで、ある全住協会員が協賛しそのまちを大きく活気づけているとする。そこにもう1社、2社の全住協会員が連携して協賛し協力し合うことで、その祭りは更に盛大になるだろう。住民の方々は、『活気があって暮らしやすいまちだ』と思ってくれるに違いない。今回のワンストップサービスの提供のためには`連携、は大きなテーマとなるが、会員同士、そしてまちとの連携により地域の活性化を促し、皆さんの暮らしの価値を高めることにつながればと思う」

—`地域の悩み、の解決ですね。

「`まちのワンストップ相談事業、と考えている。一つの会社で行おうとする考えもあ



▲阿部憲一常務理事

インタビュー

るが、どうしても得手、不得手が出てくる。得意としている分野について、それぞれの地域の全住協会員が連携し合うことで、課題解決の一つの方法を提示できればと思う」

—具体的にはどのような相談が考えられますか。

「分かりやすいところだと、国土交通省も注力している中古住宅流通の活性化だ。流通促進のためには、インスペクションやリフォーム、そして金融、販売、管理など様々な分野のサービスが必要となるが、そのいずれについても協会会員が手掛けている分野だ。また、中古流通の話は、相続や空き家、そして今話題の民泊の領域へと進む可能性もある。派生する様々な問

題に対しても、きめ細かく対応できる力があると思う」

—何かに挑戦しなければ厳しい時代でしょうか。

「ここに来て、大手企業の力の強さを更に感じるようになった。豊富な資金と人材活用により、シェア拡大を進めている。ただ、我々には我々なりの強みがある。フットワークの軽さとその地域をよく知っているということだ。その強みがある会社(会員)が連携し合い、地域の発展のためにまちと一体となって「暮らしの価値」を創出できる活動をどんどん行っていきたいと考えている」

平成27年度国土交通省関係補正予算

以下の項目を含む平成27年度補正予算が成立した。

1. 三世帯同居がしやすい環境づくり(地域型住宅グリーン化事業)

※事業者は公募で決定

【課題】

- 「希望出生率1.8」の実現のためには、結婚、妊娠、子育ての希望を叶える環境整備が必要。
- 理想の家族の住まい方について、約20%の人が三世帯同居を理想としているが、実際に同居している世帯は5.2%。

【事業内容】

- 中小工務店等による木造の長期優良住宅等の整備への補助を拡充し、三世帯同居対応工事を併せて行う場合の限度額を引上げ。

【効果】

- 三世帯同居に対応した良質な住宅の取得を支援することにより、子育てしやすい環境を整備。



2. サービス付き高齢者向け住宅の整備(スマートウェルネス住宅等推進事業)

※事業者は公募で決定

【課題】

- 「介護離職ゼロ」の実現や、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者の解消。
- このため介護施設、在宅サービス及びサービス付き高齢者向け住宅について約12万人分を前倒し・上乗せして整備することが必要。

【事業内容】

- サービス付き高齢者向け住宅の整備や宿泊機能を伴う地域のサービス拠点となる併設施設に係る補助を拡充。

【効果】

- 約2万人分のサービス付き高齢者向け住宅の追加供給。



医療・介護等の地域のサービス拠点を併設したサ高住の整備事例

「私 が 社 長 で す 。」

会員各社の代表者を順次ご紹介しております。

(株)富士防
代表取締役

岡田 成煥
(おかだ せいかん)



[代表者]

生年月日 昭和40年11月

出身地 神奈川県横須賀市

趣味 マラソン

座右の銘 トイレ掃除

[会社]

住所 〒238-0023

神奈川県横須賀市森崎1-19-18

電話 046-830-5481

会社設立 平成3年1月

資本金 1億円

主業務 マンション大規模修繕工事

売上 72億9,800万円(平成27年8月期)

会社概要

防水工事店として培ってまいりました技能を持つ防水職人社員50余名を抱え、関東一円にマンション大規模修繕工事を展開する改修専門会社です。社員平均年齢33歳と業界屈指の若さで快適なマンションライフをご提供します。

トップから一言

マンション改修工事業は建設業である前に居住者様の住み心地をより良くする「サービス業」であるとの認識を社員全員で共有し、一丸となって業界No.1を目指してまいりますのでよろしくお願いいたします。

「第9回耐震化実践アプローチセミナー」を開催

当協会は、1月20日(水)に「第9回耐震化実践アプローチセミナー」を東京都庁第一本庁舎5階の大会議場において開催した。セミナー参加者は67名。

セミナーの内容は以下のとおり。

[内容]

(1)開会挨拶

細川 慶隆 新規事業副委員長
(都市防災総合推進研究会担当)

(2)講演

第一部 東京都の耐震化推進条例とその対策

東京都における耐震化施策の展開について

講師 東京都都市整備局

耐震化推進担当部長 飯泉 洋 氏

第二部 耐震化の知識とその対策

①日本の建築構造の理解

講師 (株)小平設計

代表取締役 小平 和夫 氏

②外側耐震補強の方法と補強工事施工例

講師 矢作建設工業(株)

東京支店営業部 課長

太田 恭央 氏

(3)閉会挨拶

松崎 隆司 理事・新規事業委員長



「不動産広告のルールと違反事例」

(公社) 首都圏不動産公正取引協議会事務局次長 佐藤友宏 氏

不動産の公正競争規約研修会の概要を下記にご紹介いたします。

不動産広告の規制について

本日は、「不動産広告のルールと違反事例」についてお話させていただきます。皆様方が日頃、不動産広告をする際には、不当景品類及び不当表示防止法(略称:景品表示法)、宅地建物取引業法という法規制と不動産の表示に関する公正競争規約(略称:表示規約)による規制があります。景品表示法では不当な表示を禁止し、その所管は消費者庁で不動産事業者を含めた全ての事業者が対象になります。また、宅建業法は不動産事業者のみに適用される法律で、誇大広告等の禁止、広告の開始時期の制限、取引態様の明示という3点を規定しています。さらに、不動産公正取引協議会に加盟する不動産事業者には表示規約というルールも適用されます。

首都圏不動産公正取引協議会(不動産公取協)の会員は24団体あります。皆様は全住協の会員であることから自動的に不動産公取協の加盟事業者ということになっています。不動産公取協に加盟していない事業者には公正競争規約は適用されませんが、宅建業法、景品表示法の適用を受けます。

表示規約は、昭和38年に認定を受けている自主規制ルールで、その目的は、①一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保すること(利益を守ること)、②不動産事業者間の公正な競争を確保することです。例えば、違反広告をしている事業者で物件が決まってしまうと正しい広告をしている大多数の事業者からすれば公正な競争が出来なくなってしまう。それを防止するために表示規約は非常に細かなルールを定めています。

不動産公取協では、研修等を通じて規約の周知徹底を図っているほか、広告企画の事前相談、

広告の調査及び措置、一般消費者からの苦情処理などを行っています。不動産公取協は全国で9つの地区に分かれて設置されていますが、運用しているルールは全国共通です。

規約の規制を受ける広告表示はチラシやパンフレット、インターネット、現地看板、ダイレクトメール、電子メールなどですが、現在はインターネットが主流になっています。気を付けていただきたいものとして、セールストークも表示規約で規定する広告表示に該当しますので、相対であったとしても建築確認を受けていないものを紹介するなどの行為は表示規約に違反しますのでご注意ください。なお、表示規約の規制を受ける物件は土地及び建物で居住用のものに限られます。

当協議会に違反の疑いがある広告として寄せられる申告は、その大半が実は、同業他者からです。

申告が寄せられた場合には、まず、その広告を出した会社に物件に関する資料等を提出してもらいます。その後、現地調査や元付・管理会社等へのヒアリング調査をした上で事実確認を行い、表示規約に違反する内容があった場合には、その違反内容を勘案して措置が決定されます。最も重たい措置は嚴重警告に違約金を課徴する措置となります。平成27年の9月及び10月で措置した各1社については、違約金課徴の措置のほかに違反を繰り返し行ったこと等により事業者名等の公表を初めて行いました。

このような措置を受けたくない、しっかりルールを理解して、遵守していただきたいと思っています。

違反件数と内容

資料1のとおり、平成26年度は176件を処理

資料1

▶ 違反に対する調査と措置

調査

公正競争規約に違反する事実があると考えられるとき・・・
 ① 広告主から資料の提出や報告等を求めるとともに、状況に応じて、物件現地等を調査を実施
 ② 広告主は、この調査に協力する義務を負う（応じない場合には違約金が課徴される場合あり）

措置

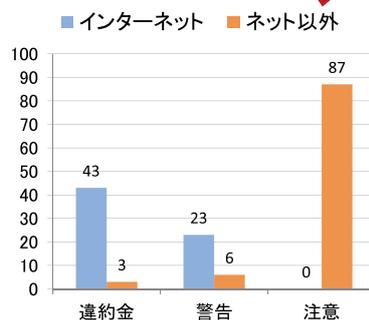
① 違反内容等を勘案して措置が決定（注意、警告、嚴重警告、嚴重警告+違約金課徴）
 ② 違約金の額は50万円以下（ただし、違反行為を再び行った場合には500万円以下）
 ③ 違反内容の社会的影響を勘案した上で、事業者名や違反内容等の公表も可能

景品表示法・
 宅建業法違反
 のリスクはさ
 らに厳しい
 (行政処分)

▶ 平成26年度の処理件数

(表1) 事案処理件数（警告の29件中1件は、景品規約違反）

区分	処理内容	総件数	インターネット		
			総数	(ポータル)	(自社)
加盟事業者	違約金	46	43	(34)	(9)
	嚴重警告	0	0	(0)	(0)
	警告	29	23	(16)	(7)
	注意等	85	0	(0)	(0)
	不問等	14	12	(10)	(2)
非加盟事業者	広告改善要望	2	0	(0)	(0)
計		176	78	(60)	(18)



要チェック! ⇒ 違約金課徴46社のうち免許更新回数が(1)の事業者数は23社(50%)

し、うち162社に対して注意から嚴重警告+違約金課徴までの措置を講じています。

違約金を課徴した46社のうち43社がインターネット広告でした。一方、注意85件は全てチラシ広告です。違約金を課徴されるなどの重大な違反広告がインターネット広告で非常に多いことがうかがえます。ちなみに、違約金課徴の46社の中で免許更新回数が「1」の事業者が23社と半分を占め、その中には開業してから違反広告を行ってしまうまでの期間がわずか3か月程度という事業者もいました。

また、過去にはとあるポータルサイトに載せていた10数物件全てが架空物件(おとり広告)だったというものもありました。

インターネット広告における違約金課徴の措置は、平成20年度を境に増加し続け、現在は9割前後で推移しています。

次に、表示規約の内容の一部を改めてご紹介いたします。

1つ目は、広告表示の開始時期の制限です。

この規定は、宅建業法第33条と重複しますが、

一定面積以上の開発でその造成工事が完了する前の宅地分譲は開発許可を取得した後、建物の建築工事が完了する前の新築住宅や新築分譲マンションは建築確認を取得した後に初めて広告することが可能になります。

なお、道路の位置指定を受ける必要がある宅地分譲で開発許可が不要の場合は位置指定を受ける前であっても広告することは可能です。

また、「販売予告」や「近日販売予定」等と書けば、建築確認や開発許可を受けていなくても広告することができるというルールはありませんのでご注意ください。「予告広告」というのは価格が決まっていない時にできる広告手法です。

2つ目は、不当表示についてです。

表示規約では、実際のものよりも著しく優良・有利と誤認されるおそれのある不当な表示を禁止しているわけですが、不当な表示であるか否かというのは、広告主である不動産会社の意図や故意・過失を問わない(無過失責任)こととしており、誤認のおそれがあれば足りてしまいま

すので、ご注意ください。

3つ目は、おとり広告についてです。

おとり広告は「架空物件」、「契約済み物件」、「取引する意思がない物件」の3類型に分けています。その中でも、特に多いのが契約済みで取引できないものであるのに削除せずに継続して掲載している「契約済み物件」です。インターネット広告で多いのがこの契約済み物件の広告です。

契約済み物件の掲載を防ぐには、「定期的に物件の有無を確認する」、「有無が確認できなかった場合は、一旦削除する」等の作業をしっかりと行うことです。

そのほか、「架空物件(存在しない物件)」は、不動産業界においては典型的なおとり広告ですし、「取引する意思がない物件」というのは特に賃貸に多く、おとり広告の中でも最も悪質なものとと言えます。これは、「広くて安くて新しい物件」を広告し、それで得た反響を利用して

来店させ、物件の難癖(事実かどうかは不明)等を言って別の物件で取引するよう仕向けることに使っている物件です。当協議会で相当数の事業者を措置しましたので数年前と比較するとこの手の広告をする事業者は少なくなりました。

いずれにしても、いかなる理由があっても「おとり広告」はしてはいけません。

違反広告にならないために

違反広告と指摘されないためのチェックポイント(資料2)を挙げています。賃貸も売買も契約済み物件はすぐに削除してください。物件の登録時や情報の更新時にはしっかりと確認を行い、元付会社等に連絡が取れなかったりして確認が取れないものは一旦、削除して、確認がとれてから再掲載しましょう。

確認がとれなかった物件を載せ続けた場合、結果として取引できる物件であれば良いのですが、万が一、契約済みとなっていたら、自身の

資料2

▶ 注意すべきチェックポイント

〈賃貸物件〉

- 1 契約済みの物件は、速やかに削除する
- 2 物件登録時及び情報更新時には、取引条件や広告掲載承諾を含めた確認をしっかりと行う
- 3 建物全体又は住戸に存在する付帯設備(オートロックやエレベーターなど)をしっかりと確認し、存在しないものは表示しない
- 4 契約時からその契約期間満了時まで必須となる諸費用の記載漏れに注意する
- 5 キャンペーン賃料物件(一定期間の賃料が安くなる物件)の登録方法に注意する
- 6 ペット飼育時、楽器使用時等における敷金等の加算に注意する

〈売買物件〉

- 1 契約済みの物件は、速やかに削除する
- 2 物件登録時及び情報更新時には、取引条件や広告掲載承諾を含めた確認をしっかりと行う
- 3 路地状部分や傾斜地を含む物件、著しい不整形地物件等は、広告の際に規則で定める内容を明示する必要があるので注意する
- 4 建築基準法上、居室と認められない「納戸等」を居室表示しない(2LDK+納戸を「3LDK」と表示すること等を含む。)
- 5 新築住宅の価格は、消費税や水道・ガス等の工事費用等を含めた総額で表示する
- 6 物件の写真は、原則として、取引する物件そのものの写真を掲載する



一人一人の「不動産広告」に対する意識の向上が“違反広告”を未然に防止することにつながります。



表示規約は必要最低限のルールを定めています。デメリット情報も含めてより多くの正しい情報を、わかりやすく、一般消費者に提供してください。



「おとり広告」と「不当表示」は、表示規約違反だけでなく、景品表示法及び宅建業法にも違反するおそれが極めて高いため、これらの法令も理解することが必要です。

全住協セミナー

意図とは関係なく、おとり広告になってしまうので気をつけてください。そのほか賃貸物件は付帯設備の有無をしっかりと確認する、売買物件は敷地形状や納戸等を居室と表示しないよう留意してください。

先物物件広告時の注意点では、不動産公取協に無断掲載されて困るという相談がありますが、表示規約上、無断掲載は違反とはしていません。ただし、ポータルサイトの多くは違反として扱っていますのでペナルティの対象になっていますし、先物物件を広告する側の責任として、必ず元付や管理会社、売主業者に、どこのサイトに載せて良いかの確認をしっかりと取る必要があります。無用なトラブルを避けるためにその辺はしっかりとやっていただいた方が良いでしょう。

平成26年の不動産情報サイト事業者連絡協議会(略称：RSC)の調査によると、一般消費者が不動産会社に求めているもののうち、「正確な物件情報の提供」と答えている人が9割以上と非常に多い結果になっています。そのほか、物件に対する詳細な説明をしっかりとしてくれる

かどうか、親切・丁寧であるか、といったことも関係があるようです。

ちなみに対応に不満があった方は、そのことを友人や知人にその会社は良くないということ言うそうですから対応一つとってみてもちょっと気を付けないといけないのかなと思います。

もし、表示規約で分からないことがありましたら、どうぞお気軽に不動産公取協にご相談ください。また、ホームページには事例集が載っていますので、ぜひご参考にしていただければと思います。(文責 編集部)

(公社)首都圏不動産公正取引協議会

●不動産広告に関してのご相談・ご質問
9：30～17：30(土日祝日を除く)

TEL 03-3261-3811

●ホームページ

公正競争規約の全文や相談・違反事例等
[URL] <http://www.sfkoutori.or.jp>

協会だより

理事会開催状況

[理事会]

日時 平成28年1月12日(火)

16：30～17：30

場所 ホテルニューオータニ

議事 平成28年度税制改正の概要等、平成28年新年賀会、事業表彰審査会の構成等の報告、並びに会員の入会承認、派遣役員等の審議を行った。

入会

正会員

会社名 東京協同サービス株式会社

代表者 島野 隆行

住所 〒179-0074 東京都練馬区春日町1-17-34

TEL 03-3577-8108

FAX 03-3577-0677

事業内容 不動産の売却や賃貸、建替えに至る



までのサポート、資産活用や相続に関わる相談。

賛助会員

会社名 株式会社グッド・アイズ
建築検査機構

代表者 藤田 孝行

住所 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-16-15 M.Yビル2階

TEL 03-3362-0475

FAX 03-3362-0495

事業内容 検査済証のない建築物について建築基準法の適合状況調査を実施中。



会社名 イタンジ株式会社

代表者 伊藤 嘉盛

住所 〒106-0045 東京都港区麻布十番3-6-2

TEL 03-6453-9697



協会だより

F A X 03-6453-9698
 事業内容 不動産会社向けの機能性の高いシステムを低コストで提供中。物確君好評販売中。

会社名 日本コミュニティー株式会社

代表者 坊坂 武司
 住 所 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-36-12

T E L 03-5379-8414

F A X 03-5379-8243

事業内容 マンション・ビルの建物設備の点検業務とリフォーム工事に注力中です。



会社名 有限会社キューオーエルクリエイション一級建築士事務所

代表者 安美留 百和
 住 所 〒144-0035 東京都大田区南蒲田2-4-15 6階

T E L 03-5480-0205

F A X 03-5480-0206



事業内容 共同住宅等の設計監理を主な業務としています。

住所変更

会社名 ケイミュー株式会社
 関東・首都圏営業部

新住所 〒105-0011 東京都港区芝公園1-7-6 CROSS PLACE浜松町9階

T E L 03-3432-2600

F A X 03-3432-2645

会社名 株式会社クリエイティブアート
 プランニング

新住所 〒170-0013 東京都豊島区東池袋2-14-10 5階

T E L 03-5927-9671

F A X 03-5927-9672

会社名 東光商事株式会社
 新住所 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-8-1 工業教育会館7階

T E L 03-6265-6680

F A X 03-6265-6682

業務日誌

12月22日(火)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山副会長ほかが出席。 (ホテルグランドヒル市ヶ谷)
1月6日(水)	・(一社)不動産協会、(一社)不動産流通経営協会の新年合同賀詞交歓会に神山会長、牧山副会長が出席。(ホテルオークラ)
12日(火)	・(一社)マンション管理業協会の新年賀詞交歓会に神山会長が出席。(帝国ホテル) ・理事会、新年賀会を開催。(ホテルニューオータニ)
13日(水)	・(一社)日本ビルヂング協会連合会ほかの新年合同賀詞交歓会に神山会長が出席。 (ホテルオークラ) ・(公社)全国宅地建物取引業協会連合会、(公社)全国宅地建物取引業保証協会の新年賀詞交歓会に神山会長、牧山副会長が出席。(東京プリンスホテル)
14日(木)	・(一社)プレハブ建築協会の新年賀詞交歓会に神山会長が出席。(如水会館)
15日(金)	・(公社)全日本不動産協会、(公社)不動産保証協会ほかの新年賀詞交歓会に神山会長、牧山副会長が出席。(ホテルニューオータニ)
20日(水)	・第9回耐震化実践アプローチセミナーを開催。(東京都庁)

会報 全住協 通巻35号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
 (平成28年2月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の17社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

- | | |
|--|---|
| <p>会員名(順不同)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全保連(株) ・(有)シー・ブリッジ ・(株)週刊住宅新聞社 ・e-Net少額短期保険(株) ・(株)トルネックス ・アットホーム(株) ・あいおいニッセイ同和損害保険(株) ・アクアクララ(株) ・エース21グループ(株) ・(株)一貫堂 ・ソフトバンク(株) ・日本ポリプロ(株) ・(株)総合資格 ・(株)ベーシック ・(株)東京リーガルマインド(LEC) <p>※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報社、アットホーム(株)、(株)総合資格、(株)プライシングジャパン</p> | <p>取扱商品</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃料保証システム 不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用 宅建受験対策書籍 賃貸住宅の少額短期保険 エマージェンシーキット、エマージェンシーボディキット 名入れノベルティ防災セット 宅地建物取引業者向け賠償責任保険 宅配水サービスの「はじめてセット」 全自動消火装置「ケスジャン」 簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer 法人向けモバイル通信サービス 我が家の防災ファイル 建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座 ENJO(エンヨー)オリジナルセット 各種講習、資格取得講座 |
|--|---|

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

社団法人 北海道住宅都市開発協会 〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
社団法人 秋田県住宅地協 会 〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
社団法人 信越住宅産業協会 〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
社団法人 富山県住宅地協 会 〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
社団法人 北陸住宅地協 会 〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
社団法人 静岡県都市開 発協会 〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
社団法人 東海住宅産 業協会 〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
社団法人 中京住宅産 業協会 〒460-0007	愛知県名古屋市中区新栄2-1-9 FLEX14F	TEL.052-261-8961 FAX.052-251-3755
社団法人 関西住宅産 業協会 〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
社団法人 岡山県住宅地 供給協会 〒700-0901	岡山県岡山市北区本町4-18 コア本町3F	TEL.086-231-0990 FAX.086-225-1904
社団法人 広島県住宅産 業協会 〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
社団法人 四国住宅地 経営協会 〒760-0018	香川県高松市天神前9-5	TEL.087-861-9335 FAX.087-861-9335
社団法人 九州住宅建 設産業協会 〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
社団法人 九州分譲住 宅協会 〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
社団法人 鹿児島県住宅 地産業協会 〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南都元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
社団法人 沖縄住宅産 業協会 〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

支 部

北海道支部 〒063-0836	北海道札幌市西区発寒16条12-1-1	TEL.011-664-8662 FAX.011-664-8662
東北支部 〒981-3414	宮城県黒川郡大和町鶴巻太田字吉町田24-5	TEL.022-347-7251 FAX.022-347-7252
北陸支部 〒922-0242	石川県加賀市山代温泉29戊54	TEL.0761-77-8866 FAX.0761-77-8869
関西支部 〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
中国支部 〒730-0013	広島県広島市中区八丁堀6-16 第一東亜ビル3F	TEL.082-228-5002 FAX.082-228-5068

特別会員

社団法人 リノベーション住宅推進協議会 / 全国賃貸管理ビジネス協会 / 首都圏中高層住宅協会

本 部 事 務 局

〒102-0083
 東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階
 TEL. 03-3511-0611
 FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <http://www.zenjukyo.jp/>

